

## 維持管理計画 — 銅製錬炉

### 1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

#### (1) 排ガスの性状

項目	単位	自主管理値	法規制値
ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	0.03	0.1 <sup>*3</sup>
Pb およびその化合物	mg/Nm <sup>3</sup>	4	5 <sup>*3</sup>
Cd およびその化合物	mg/Nm <sup>3</sup>	0.4	0.5 <sup>*3</sup>
Cu およびその化合物	mg/Nm <sup>3</sup>	4	5 <sup>*3</sup>
Hg およびその化合物	μg/Nm <sup>3</sup>	30	30 <sup>*2</sup>
Ni およびその化合物	mg/Nm <sup>3</sup>	2.5	—
Cr およびその化合物	mg/Nm <sup>3</sup>	20	—
As およびその化合物	mg/Nm <sup>3</sup>	0.25	—
CO	ppm	30 <sup>注</sup>	100 <sup>*1</sup>
SO <sub>x</sub>	ppm	200	900 <sup>*2</sup> (K 値=17.5)
NO <sub>x</sub>	ppm	100	100 <sup>*2</sup>
HCl	ppm	340	430 <sup>*2</sup>
ダイオキシン類 (O <sub>2</sub> =12%換算値)	ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	0.08	1.0 <sup>*1</sup>

注：O<sub>2</sub> 12%換算値の4時間平均値。

\*1：廃掃法      \*2：大防法（No.3高排気筒での規制値）

\*3：香川県との環境保全協定値

## (2) 放流水の水質

## 健康項目

項目	単位	自主管理値	水濁法
カドミウムおよびその化合物 (カドミウムとして)	mg/L	0.03	0.03
シアン化合物 (シアンとして)	mg/L	1	1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン、EPN)	mg/L	1	1
鉛およびその化合物 (鉛として)	mg/L	0.1	0.1
六価クロムおよびその化合物 (六価クロムとして)	mg/L	0.5	0.5
砒素およびその化合物 (砒素として)	mg/L	0.1	0.1
総水銀 (水銀として)	mg/L	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	
PCB	mg/L	0.001	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.05	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.1	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.02	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.2	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.03	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.01	0.02
チウラム	mg/L	0.03	0.06
シマジン	mg/L	0.02	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.1	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1
セレンおよびその化合物	mg/L	0.1	0.1
弗素	mg/L	5	15
ホウ素	mg/L	30	230
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素 およびアンモニア性窒素	mg/L	50	100
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5

生活環境項目およびダイオキシン類

項目	単位	自主管理値	水濁法
水素イオン濃度 (pH)	—	5.0～9.0	5.0～9.0
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	5	10**
浮遊物質 (SS)	mg/L	20	30**
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉍油類含有量)	mg/L	1	2*
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	10	30
フェノール類含有量	mg/L	1	1*
銅含有量	mg/L	1	1**
亜鉛含有量	mg/L	2	2
溶解性鉄含有量	mg/L	5	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	5	10
クロム含有量	mg/L	1	2
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	300	3,000
窒素含有量 (日間平均)	mg/L	20	120
磷含有量 (日間平均)	mg/L	1	16
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	10***

\*：水質汚濁防止法第3条第3項の上乗せ排水基準値

\*\*：香川県との環境保全協定値

\*\*\*：ダイオキシン類特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

## 2. 排ガスの性状および放流水の水質の測定頻度

	項目	測定頻度
排ガス 排出：高排気筒	硫黄酸化物	1回以上／2ヶ月
	窒素酸化物	1回以上／2ヶ月
	塩化水素	1回以上／2ヶ月
	ばいじん	1回以上／2ヶ月
	銅	1回以上／2ヶ月
	カドミウム	1回以上／2ヶ月
	鉛	1回以上／2ヶ月
	水銀	1回以上／4ヶ月
	一酸化炭素	連続測定
	ダイオキシン類	1回以上／年
	排水 排出：東排水口	鉛
カドミウム		1回／週
ヒ素		1回／週
セレン		1回／週
水銀		1回／週
銅		1回／週
亜鉛		1回／週
COD		1回／週
n-ヘキサン		1回／週
窒素		1回／月
リン		1回／月
ダイオキシン類		2回以上／年

## 3. 産業廃棄物処理施設の維持管理計画

- ・ 処理施設は24時間操業を行う。
- ・ 技術管理者が現場に常駐し、施設の維持管理にあたる。
- ・ 処理施設の維持管理については、定期的に休転し、補修を行う等により設備の保全を行う。
- ・ 廃棄物の保管の際は、保管基準を遵守する。
- ・ 施設の処理能力に見合った量の廃棄物を受入れ、処理を行う。
- ・ 常に場内の清潔を保持する。
- ・ 施設の維持管理に関する記録表を作成し、事務所にて3年間保存する。
- ・ 集塵機入口ガス温度を連続的に測定し、集塵機入口温度の管理を行う。
- ・ 異常事態発生時には、速やかに施設の稼働を停止し、生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、関係機関に連絡する。